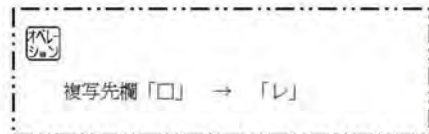


◆複写先が複数ある場合

ア)前頁 11) の「複写完了」ボタンをクリックした際、から複写先物件として指定していた物件の複写元欄の「□」が「レ」に変更されます。

イ)申請内容欄から複写先となる物件の複写元欄の「□」をクリックして「レ」に変更します。



\* 新設の1物件目の物件と新設の2物件目以降の物件で、転写された登記事項が同じ(複写すべき登記識別情報が同じ)である場合には、新設の2物件目以降の物件をまとめて複写先物件として選択することができます。「複写先一括選択」ボタンをクリックすると、新設物件で複写元物件選択欄が「レ」となっている物件以降の新設物件から既存物件の直前までの新設物件の複写先物件選択欄を「レ」に変更します。

ウ)「識別情報複写」ボタンをクリックします。



\*複写先に選択した物件の処理状況が「識発待」から「識確待」に変わります。

